

石川県公報

令和5年2月7日

第13580号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等	(医療対策課) 1
○救急病院の認定	(地域医療推進室) 1
○救急診療所の認定	(同) 2
○保安林の指定	(森林管理課) 2
○県道の供用の開始	(道路整備課) 3
公 告	
○特定調達契約に係る入札公告	(医療対策課) 3
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 5
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(同) 6
○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課) 7
○土地改良区の役員就任公告	(同) 8
監 査 委 員	
○定期監査結果公表	9
○財政的援助団体等監査結果公表	10

告 示

石川県告示第51号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
灯油 169,000リットル 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立こころの病院事務局総務課経理係
かほく市内高松ヤ36
- 落札者を決定した日
令和4年12月26日
- 落札者の名称及び所在地
北星産業株式会社
金沢市片町2丁目3番17号
- 落札金額
87.78円/リットル
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和4年11月8日

石川県告示第52号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険能美市立病院	能美市大浜町ノ85番地	令和5年2月1日	令和8年1月31日
芳珠記念病院	能美市緑が丘11丁目71番地	〃	〃
公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	〃	〃
公立河北中央病院	河北郡津幡町字津幡口51番地2	〃	〃
金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	〃	〃
金沢聖霊総合病院	金沢市長町1丁目5番30号	〃	〃
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	〃	〃
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	〃	〃
公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院	金沢市京町20番3号	〃	〃
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	〃	〃
独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	〃	〃
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	〃	〃
国家公務員共済組合連合会北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	〃	〃
公立羽咋病院	羽咋市市場町松崎24番地	〃	〃
社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	〃	〃
公立穴水総合病院	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地	〃	〃

石川県告示第53号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
加藤整形外科医院	金沢市本江町8番18号	令和5年2月1日	令和8年1月31日

石川県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

1 保安林の所在場所

鳳珠郡穴水町字曾福口83、ヲ17、18の1、18の2、26、ワ2の1、3、カ3から7まで、9、24、27、31、ヨ5の1、5の2、6から8まで、タ1から6まで、9から13まで、16、子11の甲、11の乙、12、13の甲、13の乙、14、寅12、68、90、91の丙、100、101、133の甲、133の乙、卯22の2、辰30の甲、30の乙、巳14、17、18、午22の乙、23、24、未7、18、21、23の甲、23の乙、24

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第55号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和5年2月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
田尻祖母浦半浦線	七尾市能登島向田町令38番地先から 七尾市能登島向田町令76番地先まで	令和5年2月7日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

灯油 95,000リットル

(2) 調達件名の特質等

J I S 1号

(3) 納入期間

令和5年4月1日から同年6月30日まで

(4) 納入場所

石川県立こころの病院

(5) 今後調達が予定される件名、数量及び入札公告予定時期

灯油 131,000リットル(令和5年7月1日から同年9月30日まで) 令和5年4月頃

(6) 入札方法

入札金額は、(1)の物件の1リットル当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和4年石川県告示第123号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

- (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該物品を指定した日時及び場所に納入できることを証明する書類等入札説明書に示す関係書類を令和5年3月6日(月)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒929-1293 かほく市内高松ヤ36

石川県立こころの病院事務局総務課経理係 電話番号 076-281-1125

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和5年3月27日(月)午後1時30分(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和5年3月27日(月)午後1時30分 石川県立こころの病院管理棟2階第3会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 競争入札参加資格の申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Kerosene (Paraffin) Oil 95,000 ℓ

- (2) Delivery period

From 1 April 2023 through 30 June 2023

- (3) Delivery place
Ishikawa Prefectural Hospital of Mental Health
- (4) Time limit of tender
1:30 p.m. 27 March 2023
- (5) Contact point for the notice
Fiscal Division Ishikawa Prefectural Hospital of Mental Health
36 ya Uchitakamatsu Kahoku 929-1293 Japan TEL 076-281-1125

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢フォーラス
金沢市堀川新町52番ほか
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) JR西日本不動産開発株式会社
代表取締役 國廣 敏彦
大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号
(変更後) JR西日本不動産開発株式会社
代表取締役 藤原 嘉人
大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ベイクルーズ
代表取締役 窪田 裕
東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
ほか89者
(変更後) 株式会社ベイクルーズ
代表取締役 窪田 裕
東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
ほか95者
- 変更の年月日
 - 令和4年6月17日
 - 令和4年11月18日ほか
- 変更する理由
 - 代表者の変更のため
 - 小売業者の変更のため
- 届出年月日
令和5年1月26日
- 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 届出等の縦覧期間
令和5年2月7日から同年6月7日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和5年6月7日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

香林坊アトリオ

金沢市香林坊1丁目1番地1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和4年9月9日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和5年2月7日から同年3月7日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ田鶴浜店

七尾市田鶴浜町ぬ11 ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和4年9月27日

3 市町の意見の概要

市町名 七尾市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗敷地出入口付近には、現在北鉄能登バスの「三引口停留所」がある(国道249号線上に設置)。当該バス停については、七尾市立七尾中学校の生徒がこれを利用している。また、田鶴浜小学校児童の通学路も所在地付近に存在している。以上のことから、店舗敷地への自動車の出入りと、付近を登下校中の児童生徒の動線が交差することによる交通事故等の危険性の増大が考えられるため、児童生徒の安全確保にご協力をお願いします。

(2) 騒音の発生に係る事項

苦情等が発生した場合は、誠意ある対応をお願いします。

(3) 廃棄物に係る事項等

七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の遵守をお願いします。

(4) その他の事項

意見無し。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和5年2月7日から同年3月7日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

富来地区開拓パイロット事業土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	寺井 康人	羽咋郡志賀町富来領家町ニの58番地甲	令和4年10月10日
〃	小林 俊一	羽咋郡志賀町富来領家町子の17番地8	〃
〃	砂井 良夫	羽咋郡志賀町八幡9の25番地	〃
〃	塩川 義雄	羽咋郡志賀町里本江53の81番地	〃
〃	戸坂 忠寸計	羽咋郡志賀町里本江54の6番地	〃
〃	三本松 繁	羽咋郡志賀町給分ニの41番地1	〃
〃	岡 清之	羽咋郡志賀町中浜甲の3番地1	〃
〃	若宮 勇	羽咋郡志賀町相神への36番地	〃
〃	横濱 朝夫	羽咋郡志賀町相神ハの141番地	〃
〃	和泉 公	羽咋郡志賀町酒見寺家9番地	〃
監事	高木 茂幸	羽咋郡志賀町富来領家町ニの43番地	〃
〃	木下 正幸	羽咋郡志賀町八幡座主4の24番地	〃
〃	池端 満	羽咋郡志賀町里本江54の8番地	〃
〃	山本 政直	羽咋郡志賀町給分ホの6番地2	〃
〃	岡 雅博	羽咋郡志賀町中浜ヲ48番地1	〃
〃	田邊 有造	羽咋郡志賀町相神口の87番地	〃

能美市土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	井出 敏朗	能美市寺井町ム21番甲地	令和4年12月9日
〃	室谷 剛	能美市岩内町イ46番地	〃
〃	西井 秀一郎	能美市石子町ロ57番地	〃
〃	佐々木 賢一	能美市西任田町へ25番地	〃
〃	森田 正剛	能美市道林町へ100番地	〃
〃	北嶋 悟	能美市三ツ屋町イ36番地	〃
〃	宮田 和好	能美市新保町チ65番地	〃
〃	岡田 武洋	能美市福島町ヨ21番地	〃
〃	加藤 久雄	能美市山口町タ89番地	〃
〃	岡元 豊	能美市福岡町ロ124番地1	〃
〃	喜多 昭一	能美市荒屋町へ42番地	〃
〃	南口 進市	能美市大口町イ7番地	〃

〃	判 正 敏	能美市宮竹町イ57番地1	〃
〃	河 原 隆	能美市出口町イ39番地	〃
〃	池 田 芳	能美市徳山町123番地	〃
〃	近 藤 博 史	能美市北市町ホ18番地	〃
〃	平 野 肇	能美市牛島町ロ207番地	〃
〃	前 田 俊 明	能美市大長野町ハ24番地	〃
〃	平 加 英 一	能美市吉光町ロ35番地2	〃
〃	北 本 修 一	能美市吉原町チ33番地	〃
〃	本 忠 儀	能美市中庄町丁41番地	〃
〃	中 村 光 雄	能美市浜町ワ41番地	〃
監 事	橋 本 庄 哉	能美市末寺町イ66番地	〃
〃	中 出 俊 範	能美市和気町ヘ225番地	〃
〃	武 田 明 人	能美市中町ツ111番地1	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和5年2月7日

石川県知事 馳 浩

富来地区開拓パイロット事業土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	寺 井 康 人	羽咋郡志賀町富来領家町ニの58番地甲	令和4年10月11日
〃	坂 下 隆 夫	羽咋郡志賀町八幡5の114番地3	〃
〃	戸 坂 忠 寸 計	羽咋郡志賀町里本江54の6番地	〃
〃	高 日 出 男	羽咋郡志賀町里本江47の12番地	〃
〃	桶 正 人	羽咋郡志賀町給分ニの2番地甲	〃
〃	岡 清 之	羽咋郡志賀町中浜甲の3番地1	〃
〃	横 濱 朝 夫	羽咋郡志賀町相神ハの141番地	〃
〃	坂 本 長 一	羽咋郡志賀町相神ロの83番地	〃
〃	和 泉 公	羽咋郡志賀町酒見寺家9番地	〃
監 事	高 木 茂 幸	羽咋郡志賀町富来領家町ニの43番地	〃
〃	土 田 正 久	羽咋郡志賀町八幡座主4の18番地1	〃
〃	小 橋 敦 郎	羽咋郡志賀町鹿頭トの107番地	〃

能美市土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	井 出 敏 朗	能美市寺井町ム21番甲地	令和4年12月10日
〃	坂 谷 佐 敏	能美市岩内町イ78番地	〃
〃	田 中 寿 夫	能美市牛島町ロ177番地	〃
〃	岡 田 武 洋	能美市福島町ヨ21番地	〃
〃	加 藤 久 雄	能美市山口町タ89番地	〃
〃	松 岡 清 人	能美市辰口町139番地	〃
〃	橋 本 庄 哉	能美市末寺町イ66番地	〃
〃	岡 元 豊	能美市福岡町ロ124番地1	〃
〃	中 村 强	能美市浜町ヨ332番地38	〃
〃	橋 裕 喜	能美市大成町ヘ48番地2	〃

〃	瀧本龍一	能美市岩本町96番地1	〃
〃	中口康一	能美市長滝町67番地	〃
〃	酒井栄俊	能美市来丸町57番地	〃
〃	小酒光博	能美市湯屋町リ16番地	〃
〃	中正章	能美市下開発町ア64番地	〃
〃	村井邦浩	能美市和気町ホ15番地1	〃
〃	平加忠彦	能美市吉光町イ61番地	〃
〃	北野賢一	能美市秋常町ト162番地	〃
〃	中西幸一	能美市末信町イ32番地	〃
〃	本忠儀	能美市中庄町丁41番地	〃
〃	森田正剛	能美市道林町へ100番地	〃
〃	森下照雄	能美市中町ツ109番地	〃
監事	前田俊昭	能美市大長野町ハ24番地	〃
〃	中田一之	能美市上清水町イ77番地	〃
〃	北本修一	能美市吉原町チ33番地	〃

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年2月7日

石川県監査委員 善田善彦
同 川裕一郎
同 山本次作
同 奥村豊美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監査の結果
能楽堂	令和5年1月12日	令和3年10月1日～ 令和4年10月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢北陵高等学校	〃	令和3年9月1日～ 令和4年10月末日	〃
南部家畜保健衛生所	〃	〃	〃

消防学校	〃	令和3年10月1日～ 令和4年10月末日	〃
医王特別支援学校	令和5年1月17日	令和3年9月1日～ 令和4年10月末日	〃
いしかわ特別支援学校	〃	〃	〃
児童生活指導センター	令和5年1月25日	令和3年10月1日～ 令和4年10月末日	〃
金沢産業技術専門校	〃	〃	〃
石川中央保健福祉センター 中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 女性相談支援センター	令和5年1月27日	令和3年4月1日～ 令和4年3月末日	公用車の交通事故が2件発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に 万全を期するよう十分注意すること。 支出事務において、債権者を誤って支 出しているものが2年連続であった。 今後、このようなことがないよう十分 注意すること。
保育専門学園	〃	令和3年10月1日～ 令和4年10月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係 る事業その他の事務事業の執行等は、お おむね適正に処理されていると認める。
金沢西高等学校	〃	令和3年9月1日～ 令和4年10月末日	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年2月7日

石川県監査委員 善 田 善 彦
同 川 裕 一 郎
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和3年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人 奥能登開発公社	令和4年12月27日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
のと里山空港利用促進協議会	〃	〃
公益社団法人 石川県私学振興会	令和5年1月12日	〃
公益社団法人 いしかわ環境パートナーシップ県民会議	〃	〃
学校法人 藤花学園	令和5年1月13日	〃
学校法人 慶応学園	〃	〃
公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター	令和5年1月17日	〃
公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金	〃	〃

